

ひょうご

職親会だより

1998 1 第2号

兵庫県精神保健職親会

[事務局]

☎652-0032

神戸市兵庫区荒田町2丁目1-29

県立精神保健福祉センター内

TEL) 078-511-6581

FAX) 078-511-6585

『新年御挨拶』

兵庫県精神保健職親会
会長 森本 稔
(森本鐵工株式会社)

明けましておめでとうございます。

希望に輝く新年とは程遠い正月のような気がします。平成9年は、非常に難解な年でありましたね。総会屋の暗躍に驚き、次いで金融機関の廃業、倒産等経済機構の崩壊につながりかねない状態、景気の長期低迷下で年を迎え、一方国民負担は政治の無策で増えるばかり、私達小企業は景気の低迷で生き残りが必死です。どうか今年こそ明るい材料をと切望している処です。

さて、ひょうご職親会だより第2号を『新年御挨拶』としてお届けします。昨年11月14日～15日、ひょうご共済会館で研修会を開催、全国職親研修会に参加した石井副会長の他府県の現状報告を受け、次いで県労働部職業安定課障害者雇用担当官、中内隆三氏にお願いし「障害者の雇用促進に関する制度について」と題して、講義いただき研修しました。講義の中にもありましたが、労働省と厚生省の谷間で職親の感覚と労働者の裁定に相当な開きがある等、質疑、意見も多く、日頃の職親の悩みや、職親と訓練生をつなぐ各保健所保健婦さんやケースワーカーさんの具体例も出て時間が足りない状態でした。その後、懇親会に移り和気あいあい、全員懇親を深め、また議論に花咲かせ、最後3本締めで閉会となりました。私達職親は色々な面で研修し、障害者の社会復帰の手助けや、雇用の促進に合理的な解釈、理解の下に頑張りたいとの思いを強くした研修会ではなかったかと思えます。これから一つ一つ悩みや課題を皆さんと一緒に検討し合い進めていきたいものです。

本年も会の運営に多大のご協力下さる様お願いし、新年の御挨拶とします。

水仙花 望みをつなぐ 笑顔あり
春待つと 訓練の日々 肩寄せて
森本 稔

合掌

平成9年度兵庫県精神保健 職親会研修会報告

平成9年11月14日～15日にかけて、職親会発足後はじめての研修会が開かれました(於:ひょうご共済会館)。副会長:西村稜威雄の司会で、1日目の研修会は兵庫県労働部職業安定課障害者雇用担当官:中内隆三氏の「障害者の雇用促進に関する制度について」の講義、副会長:石建三の精神障害者社会適応訓練事業研修会の報告が行われました(参加者43名)。その後、懇親会では31名の参加があり、宿泊された方々は翌朝まで職親会の今後についてなど熱っぽい語らいがもたれました。

以下、中内隆三氏の講義を抜粋してみました。

『……身体障害者の雇用の促進については昭和35年に、知的障害者については昭和48年に法律が制定され、障害者の雇用促進に関して行政も長い関わりがある。また、平成5年の心身障害者対策基本法の一部改正では、名称も障害者基本法に改められ精神障害者もはっきりとその中に位置づけられた。さらに、障害者はあらゆる分野の活動に参加する機会を与えられるものとするという趣旨が加えられた。それに伴い精神障害者の雇用促進施策も推進されはじめた。

障害者の雇用促進という場合、障害を持っているから仕事ができないという認識や利潤追求だけではない、福祉の向上を図ることが社会全体の共通使命であり事業主の責務と考えている。

しかし、身体障害者、精神薄弱者に比べ精神障害者の雇用促進状況は遅れているというのが現状である。例えば、「障害者の雇用の促進等に関する法律」では「身体障害者雇用率制度」が設けられ、常用労働者数が63人以上の一般民間の事業主はその数の1.6%以上の身体障害者を雇用しなければならないこととされており、精神薄弱者を雇用している場合は身体障害者を雇用したものとしてカウントされるが、精神障害者に関してはカウントされない。また、現在の精神障害者の雇用促進施策では精神障害回復者しか対象とならず、いわゆる精神障害者に関わりが持たれだしたのはごく最近のことであり、平成14年までに検討して行くという指針が打ちだされたが、現段階では条件整備をしているという状況である。

平成9年3月末現在、兵庫県では身体障害者は171,152人、内部疾患、重度障害者が増えて来ている。さらに、精神薄弱者は19,883人でやはり増加しており、重度障害者が半数近くを占めている。

公共職業安定所(ハローワーク)では、職業相談員を配置しており障害者が適切な職業選択をし、就職後職務へ円滑に適應できるように相談等を行い援助や指導をしている。例えば、特別専門援助部門への登録者数は平成9年兵庫県では16,064人(内:身体障害者12,000人)で、平成8～9年にかけて職安を通じて就職した人は1,083人である。

精神障害者に関しては平成7年より取り組みを進めている。精神障害回復者という場合、本人の判断に頼らざるを得ないが精神保健福祉手帳があれば扱うようにしている。また、今までは所定労働時間をクリアできる人しか対象にしていなかったが、今後、短時間労働者でも援助して行く予定である……。』

(文責:事務局)

編集後記

新年明けましておめでとうございます。

職親会発足後初めての新年を迎え、スタッフ一同新たな気持ちで頑張っております。

さて、昨年の1泊2日の研修会では、お忙しい中、北は但馬から南は淡路まで多数のご参加をいただき誠に有難うございました。特に、懇親会では飲みや歌えやで盛大に盛り上がり、本年を意識してか大トラ小トラの出現もありすばらしい懇親が図られました。本年もいろいろなメニューを考えておりますのでご期待ください。

寒さ厳しい折りですが、お身体には充分お気をつけください。